

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 首席参事官 遠山 義和 倫理企画官 井上 勉 電話 03-3581-5344 (直通)
------------------	--

国家公務員及び民間企業・公益法人への公務員倫理に関するアンケート調査結果について

平成18年11月10日
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会では、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程が適用される国家公務員や、国家公務員と接触する機会があると思われる民間企業・公益法人から、公務員倫理についての意見・評価等を聴取し、国家公務員の倫理の保持のための施策を検討する際の参考とするため、それぞれに対するアンケート調査を行った。

その主な結果は、別添のとおりである。

アンケート調査結果のポイント

○ 国家公務員の倫理感 —民間企業からは厳しい見方

国家公務員の倫理感は、最近どのように変化していると思うかについて質問したところ、国家公務員及び公益法人では高くなってきているとの回答が多かったが(約7割(国家公務員69.5%、公益法人70.2%))が「高くなってきている」又は「少し高くなってきている」と回答、民間企業では「高くなってきている」(10.8%)、「少し高くなってきている」(26.8%)を合わせても4割に満たなかった。(別添1ページ)

○ 倫理規程のルール —国家公務員は「厳しい」、民間企業は「妥当」

国家公務員が職務上の利害関係者との間で行う行為等について規制している国家公務員倫理規程の行為規制について、国家公務員は約5割(48.6%)が「厳しい」又は「どちらかと言えば厳しい」と回答し、民間企業では約8割(84.3%)が「妥当である」と回答した。(公益法人では約7割(66.3%)が「妥当である」と回答。)(別添2ページ)

○ 倫理規程の一部改正の認知度は低い —国家公務員は6割、民間企業は3割

国家公務員と民間企業等との意見交換や情報収集を行いやすくするため、割り勘での飲食を原則自由とした等の昨年4月の倫理規程の一部改正の内容について、「知っていた」と回答したのは国家公務員(61.1%)、公益法人(57.8%)で約6割、民間企業では約3割(34.0%)にとどまり、認知度は低い結果となった。一層の広報活動が必要である。(別添3ページ)

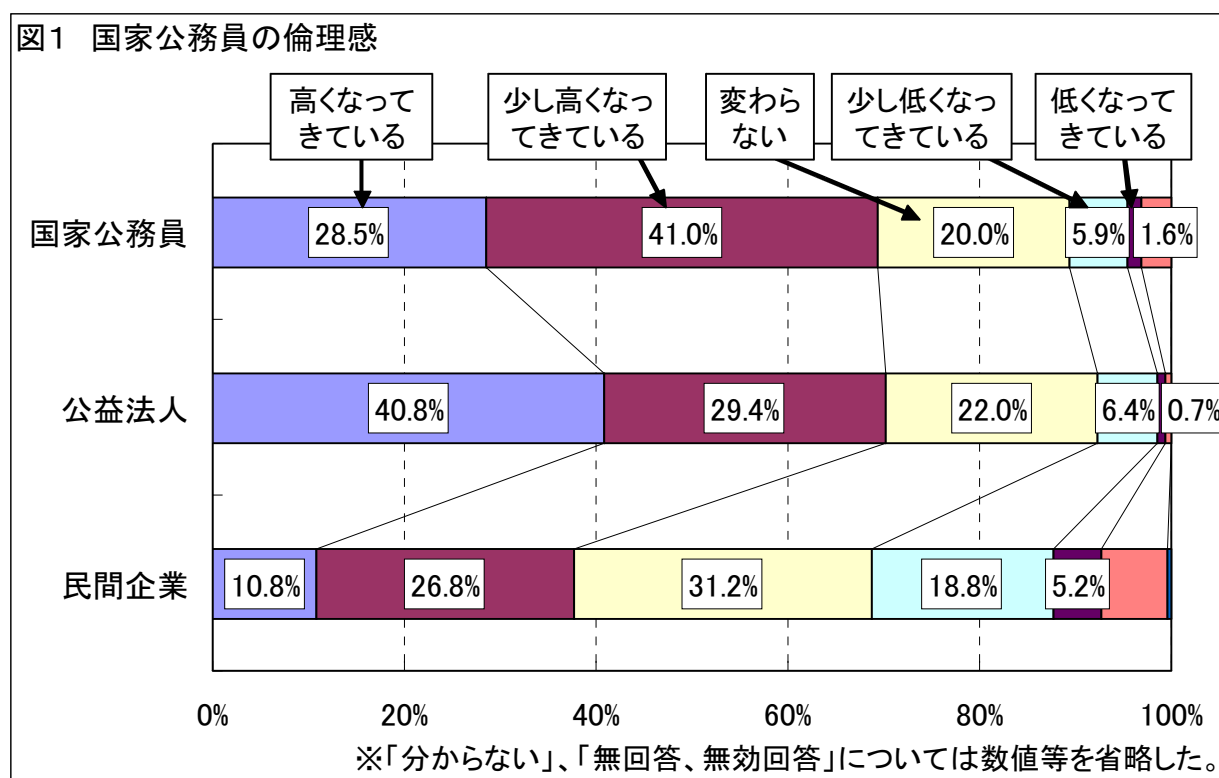
1 国家公務員の倫理感 — 民間企業からは厳しい見方

国家公務員の倫理感は、最近どのように変化していると思うかについて質問したところ、国家公務員では「高くなってきている」(28.5%)、「少し高くなってきている」(41.0%)を合わせると69.5%、公益法人では「高くなってきている」(40.8%)、「少し高くなってきている」(29.4%)を合わせると70.2%と、共に約7割が高くなってきていると回答したのに対し、民間企業では「高くなってきている」(10.8%)、「少し高くなってきている」(26.8%)を合わせると37.6%と約4割にとどまった。

一方、国家公務員では「低くなってきている」(1.6%)、「少し低くなってきている」(5.9%)を合わせると7.5%、公益法人では「低くなってきている」(0.7%)、「少し低くなってきている」(6.4%)を合わせると7.1%と、共に1割以下であったのに対し、民間企業では「低くなってきている」(5.2%)、「少し低くなってきている」(18.8%)を合わせると24.0%と2割以上となっている。

また、「変わらない」と回答した者は、国家公務員(20.0%)、公益法人(22.0%)共に約2割であり、民間企業(31.2%)では約3割であった。(図1)

問 国家公務員の倫理感は、最近どのように変化していると思いますか。

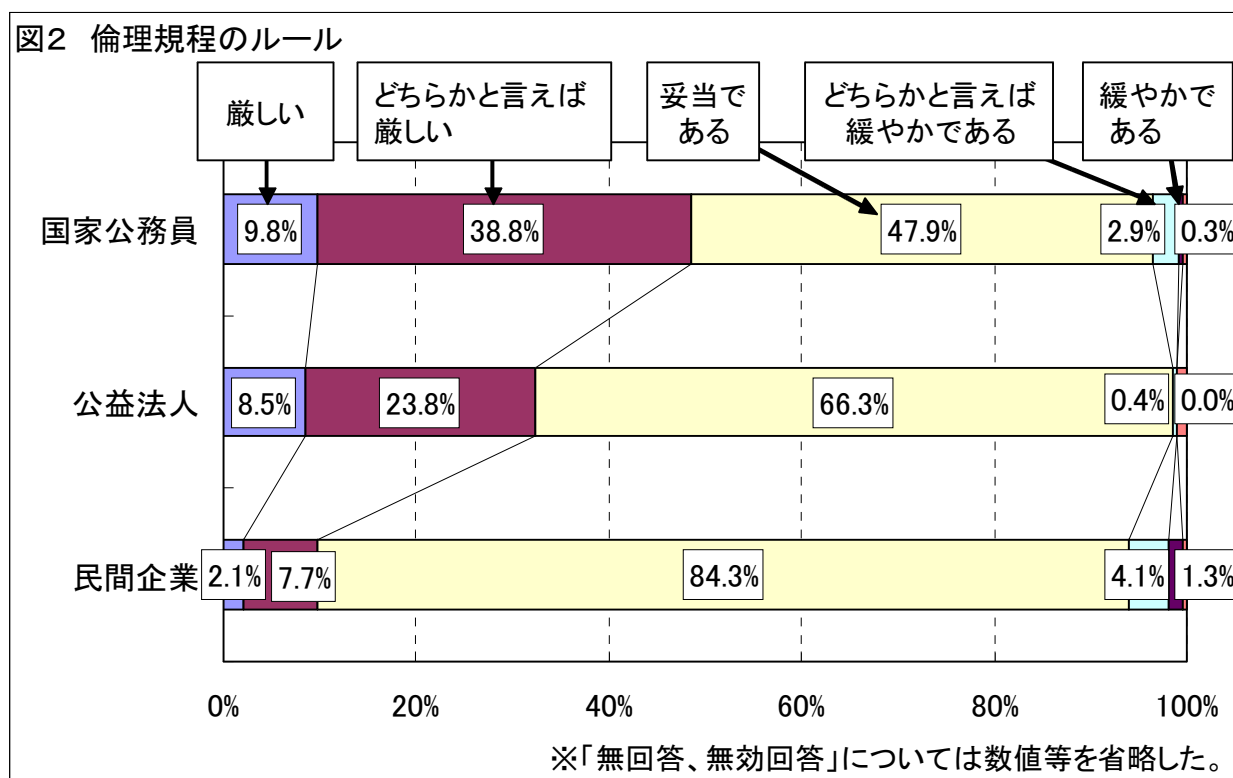


2 倫理規程のルール – 国家公務員は「厳しい」、民間企業は「妥当」

国家公務員が職務上の利害関係者との間で行う行為等について規制している国家公務員倫理規程の行為規制について、国家公務員は「厳しい」(9.8%)、「どちらかと言えば厳しい」(38.8%)を合わせると48.6%と、約5割が厳しいと回答したのに対し、民間企業では「厳しい」(2.1%)、「どちらかと言えば厳しい」(7.7%)を合わせると9.8%と、厳しいとする回答は約1割にとどまった。(公益法人では「厳しい」(8.5%)、「どちらかと言えば厳しい」(23.8%)を合わせると32.3%と約3割であった。)

一方、「妥当である」とする回答については、国家公務員で47.9%と5割以下であったのに対し、民間企業では84.3%と8割以上にのぼった。(公益法人では66.3%と約7割が「妥当である」と回答。)(図2)

問 現在、倫理規程で定められている行為規制の内容について、どう思いますか。

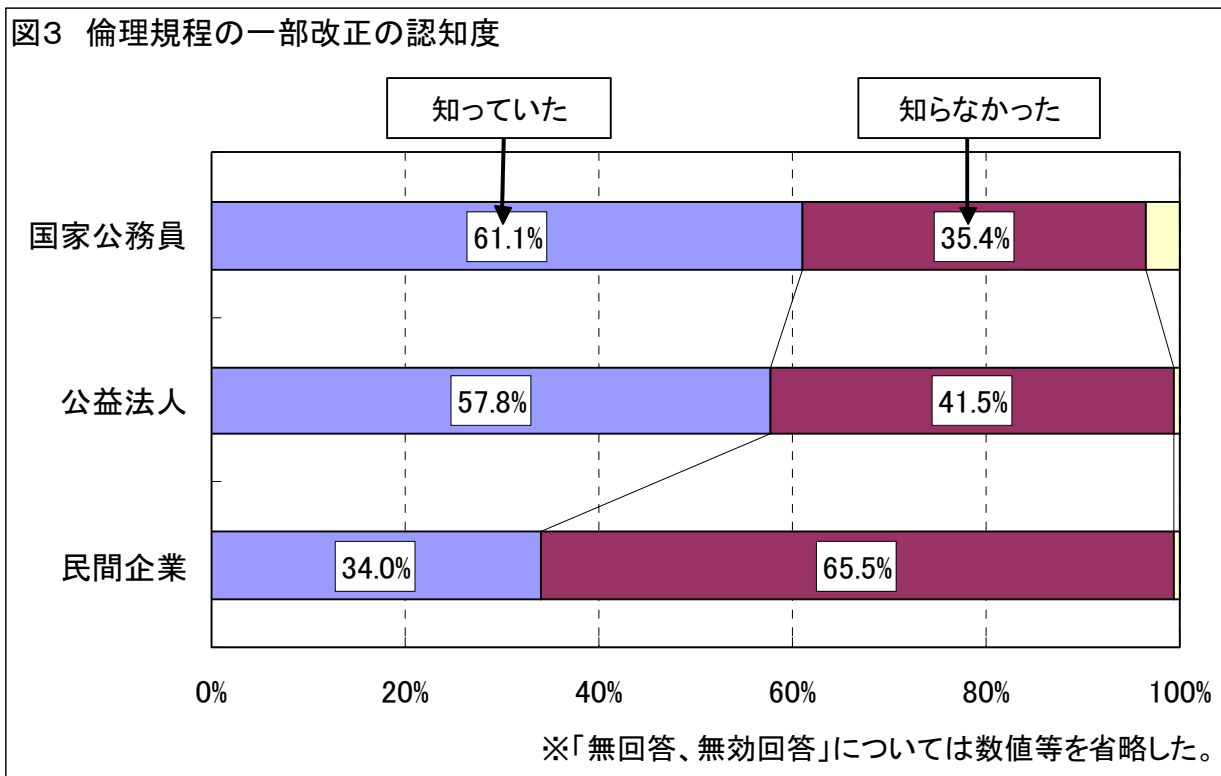


3 倫理規程の一部改正の認知度は低い — 国家公務員は6割、民間企業は3割

国家公務員と民間企業等との意見交換や情報収集を行いやすくするため、割り勘での飲食を原則自由とした等の昨年4月の倫理規程の一部改正の内容について、「知っていた」と回答したのは国家公務員（61.1%）、公益法人（57.8%）で約6割、民間企業では約3割（34.0%）にとどまった。（図3）

問 平成17年4月、国家公務員が職務に必要な意見交換や情報収集を行いやすくするため、利害関係者と割り勘で共に飲食をする場合、国家公務員の飲食にかかる費用が1万円以下の場合には自由に行えることとし、1万円を超える場合は届出制とすること等を内容とする倫理規程の一部改正がなされました。（平成17年3月以前は、割り勘であっても、利害関係者と共に夜間に飲食をする場合、仕事に直接関係がないときや、仕事に直接関係があっても一人当たりの費用が一定程度（出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高1万円程度まで）を超えるときには、事前に許可を得る必要がありました。）

このような倫理規程の一部改正について、御存知でしたか。



国家公務員及び民間企業・公益法人への公務員倫理に関するアンケート調査結果（概要）

アンケート調査の概要

◇ 調査対象

- ① 倫理法及び倫理規程が適用される一般職の国家公務員5,000人
- ② { 東京、大阪、名古屋各証券取引所（1部、2部）上場企業1,263社（全体の半数）
国家公務員の職務と関係の深い公益法人500法人

◇ 調査期間

平成18年6月

◇ 回答状況

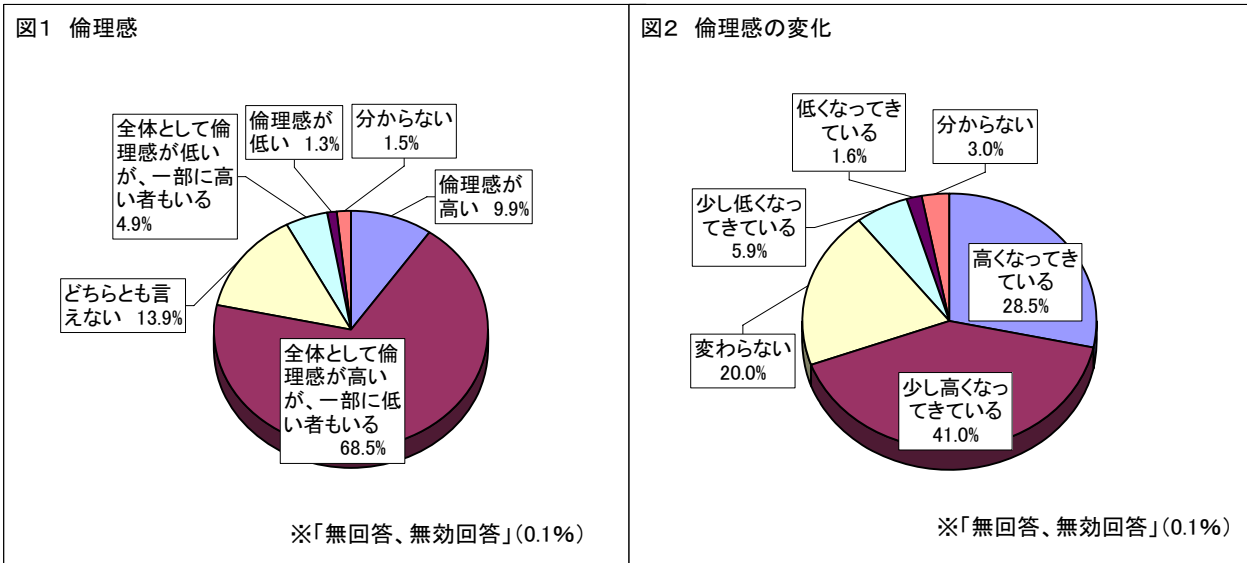
- ① 国家公務員：回答者数 3,915人（回答率78.3%）
- ② { 民間企業：回答者数 388社（回答率30.7%）
公益法人：回答者数 282法人（回答率56.4%）

① 国家公務員へのアンケート調査結果

- 調査対象 倫理法・倫理規程が適用される一般職の国家公務員5,000人
(各府省の本省、地方それぞれに、役職等を考慮しつつ対象職員を選定)
- 調査期間 平成18年6月
- 回答状況 回答者数3,915人 回答率78.3%

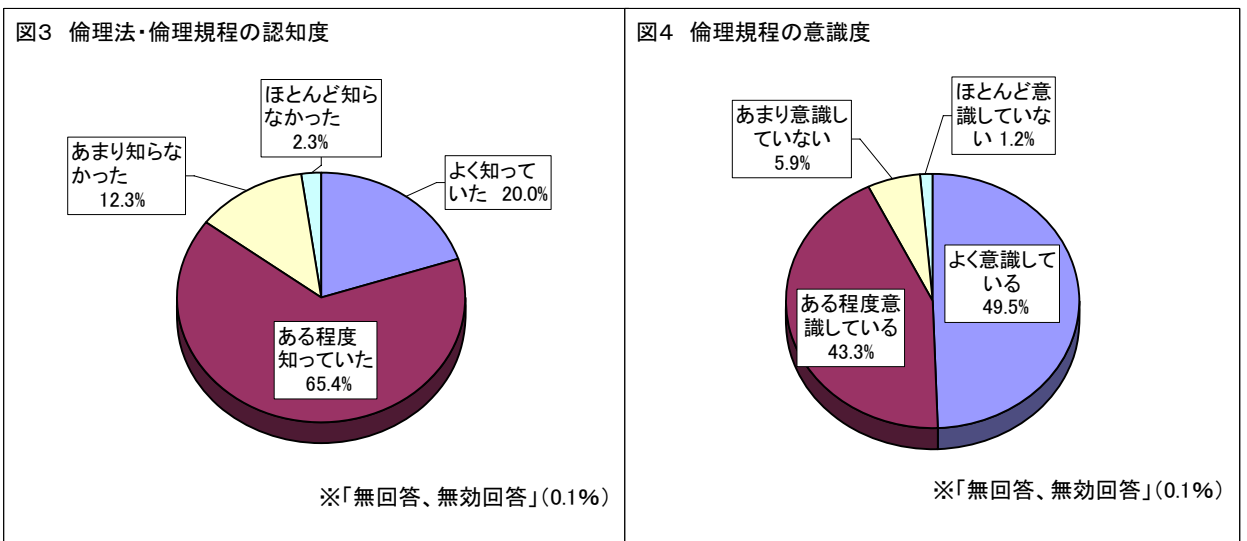
問 国家公務員の倫理感について、どのような印象をお持ちですか。

問 国家公務員の倫理感は、最近どのように変化していると思いますか。

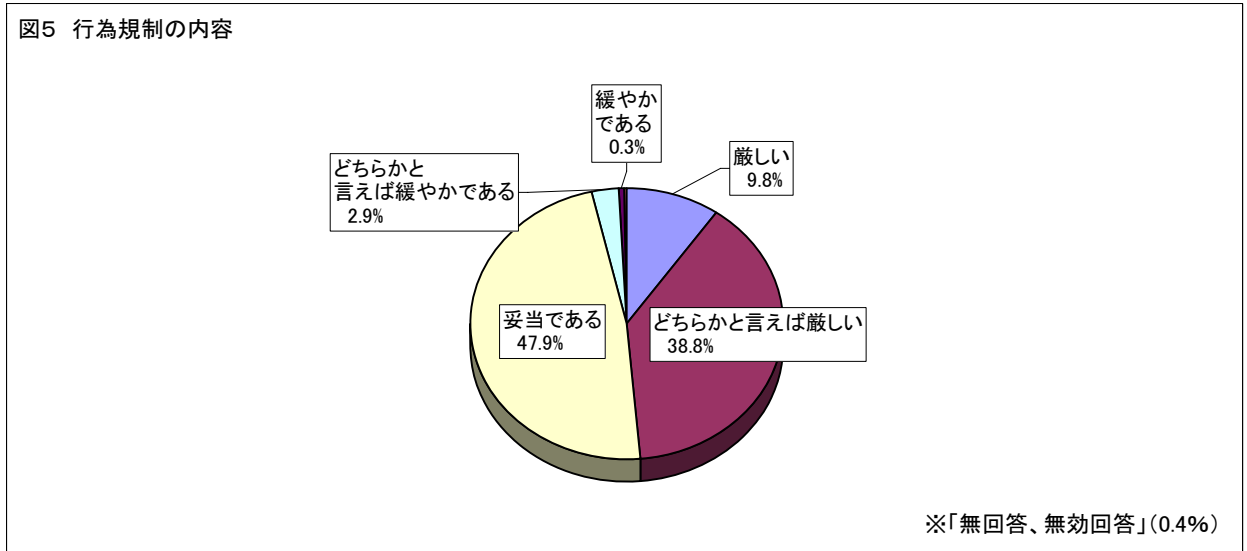


問 このアンケートが届く以前に、倫理法・倫理規程の内容をどの程度御存知でしたか。

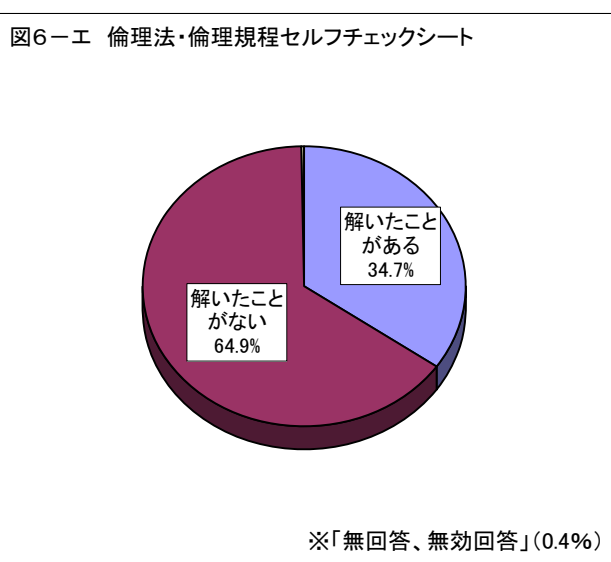
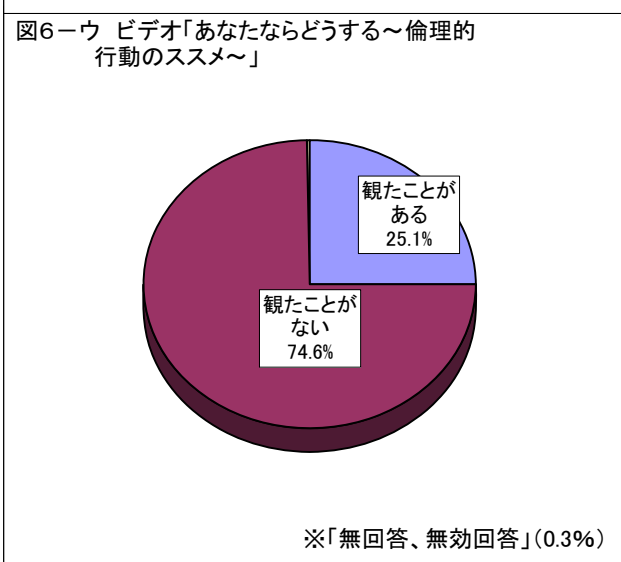
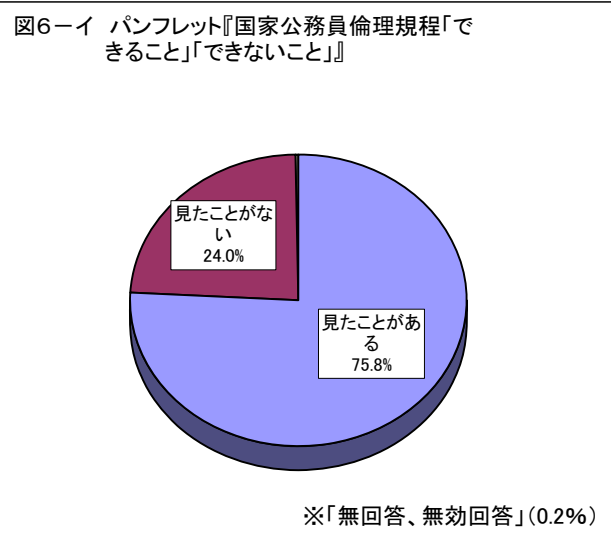
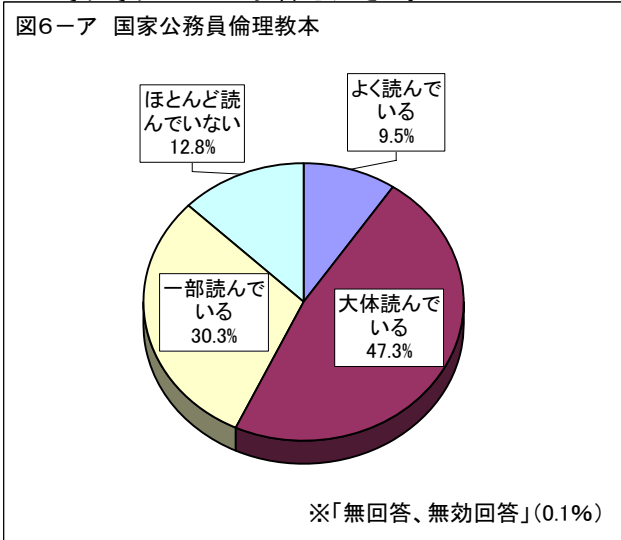
問 外部の方と接触する際、倫理規程の禁止行為等についてどの程度意識していますか。



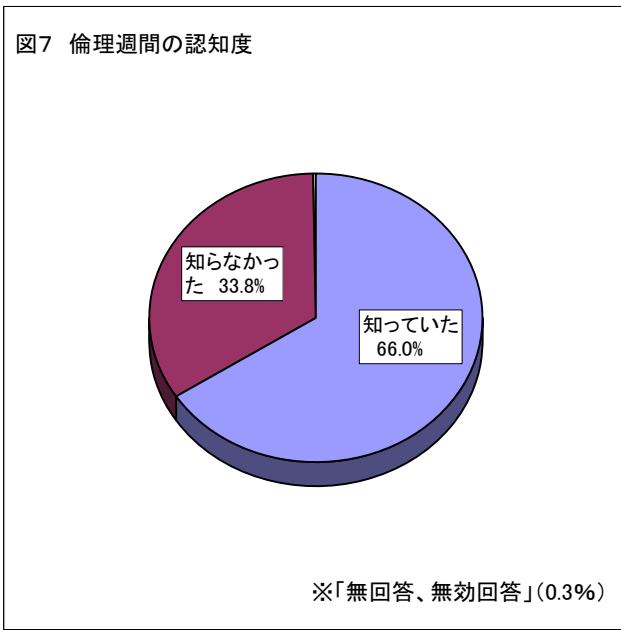
問 現在、倫理規程で定められている行為規制の内容について、どう思いますか。



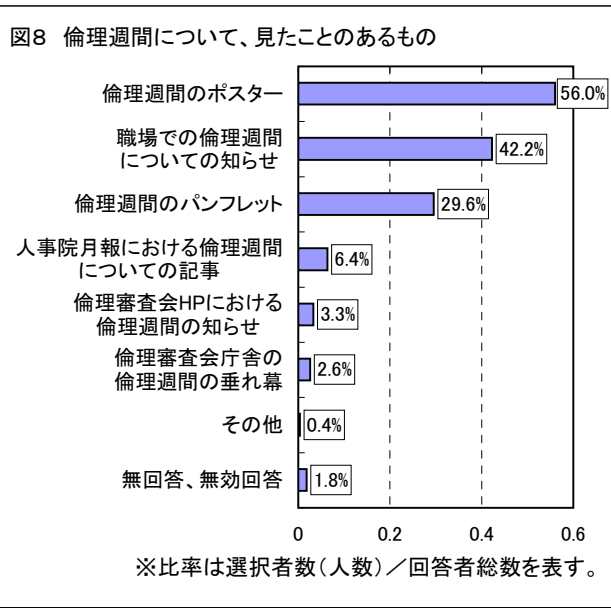
問 倫理審査会では、倫理法・倫理規程についての参考資料として、以下のものを作成・配布しています。それぞれについてお答えください。



問 国家公務員倫理週間について、御存知でしたか。

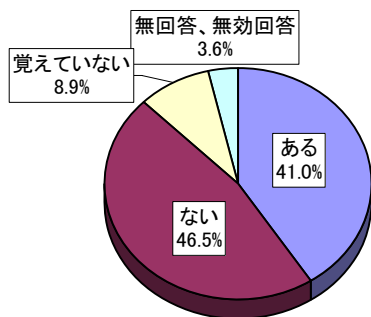


問 国家公務員倫理週間について、以下のものを見た、又は聞いたことがありますか。あるものをすべてお選びください。(複数回答可)



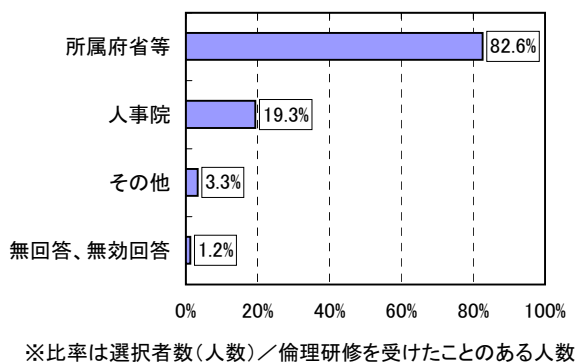
問 これまでに倫理法・倫理規程に関する研修・説明会(カリキュラムの中に倫理法・倫理規程に関する内容が組み込まれているものを含む)、講演会等に参加したことがありますか。

図9 倫理研修等の参加経験



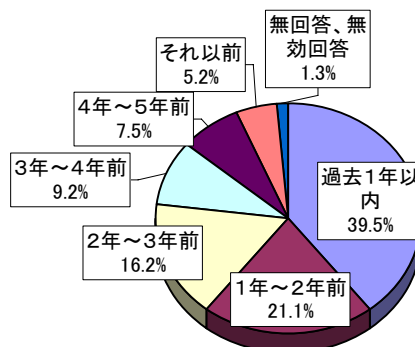
問 その実施主体はどこですか。(複数回答可)

図10 研修等実施主体



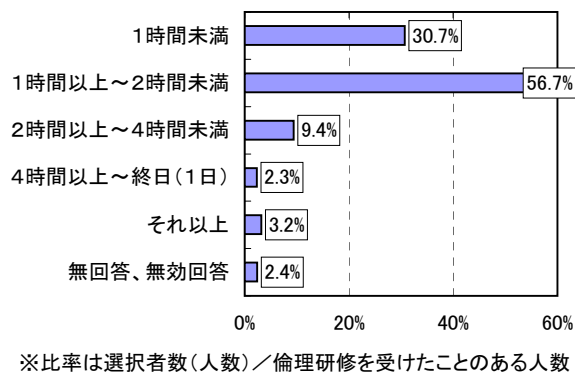
問 最後に参加したのはいつ頃ですか。

図11 最後に研修に参加した時期



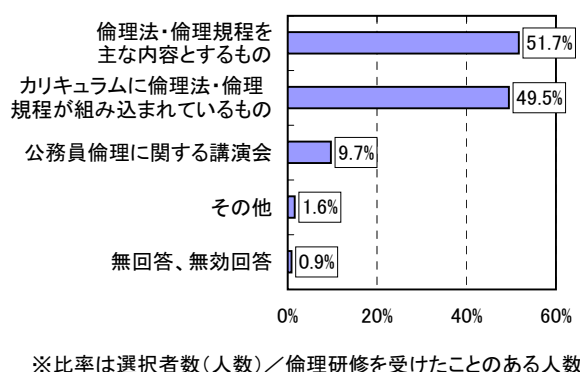
問 その研修・説明会、講演会等の時間数はどの程度でしたか。(複数回答可)

図12 研修等の時間数



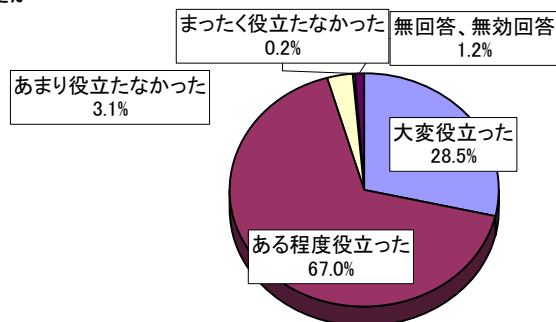
問 その形態はどのようなものですか。(複数回答可)

図13 研修等の形態



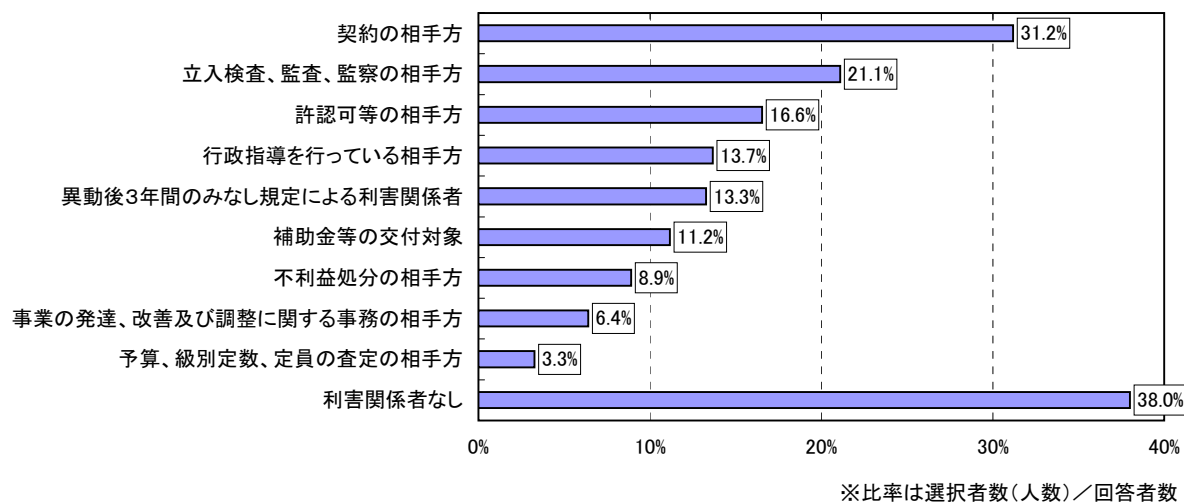
問 その研修・説明会、講演会等は、倫理制度の理解や倫理感の醸成等に役立ちましたか。

図14 研修等は役立ったか



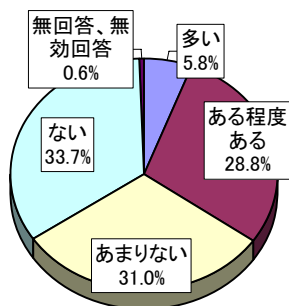
問 今、あなたにとって、以下のような利害関係者はいますか。
 いるものをお選びください。(複数回答可)

図15 利害関係者



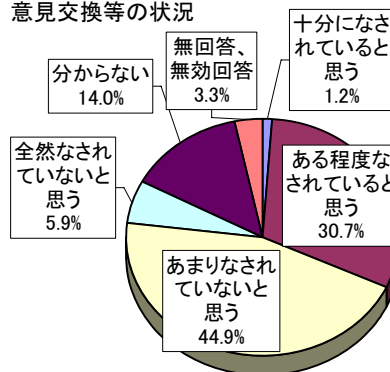
問 あなたは、利害関係者と意見交換や情報収集・提供のために会議や会合を行うことがどの程度ありますか。(利害関係者がいない方は、お答えいただく必要はありません。)

図16 利害関係者との会合の程度



問 国家公務員と民間企業等との間の意見交換や情報収集の状況について、どのように思いますか。

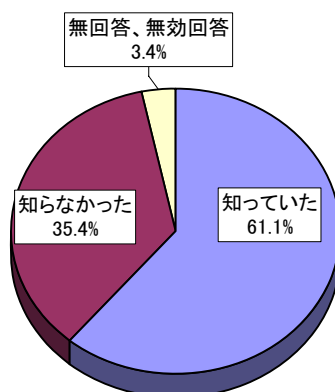
図17 意見交換等の状況



平成17年4月、国家公務員が職務に必要な意見交換や情報収集を行いやすくするため、利害関係者と割り勘で共に飲食をする場合、国家公務員の飲食にかかる費用が1万円以下の場合には自由に行えることとし、1万円を超える場合は届出制とすること等を内容とする倫理規程の一部改正がなされました。(平成17年3月以前は、割り勘であっても、利害関係者と共に夜間に飲食をする場合、仕事に直接関係がないときや、仕事に直接関係があっても一人当たりの費用が一定程度(出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高1万円程度まで)を超えるときには、事前に許可を得る必要がありました。)

問 このような倫理規程の一部改正について、御存知でしたか。

図18 倫理規程一部改正の認知度



問 このような倫理規程の一部改正によって、利害関係者との会議や会合をする機会に増減はありましたか。また、今後はどのようになっていくと思いますか。(利害関係者がいない方は、お答えいただく必要はありません。)

ア 改正の前後で利害関係者と会議や会合をする機会に増減はありましたか。 イ 今後はどのようになっていくと思いますか。

図19-ア 改正前後の変化

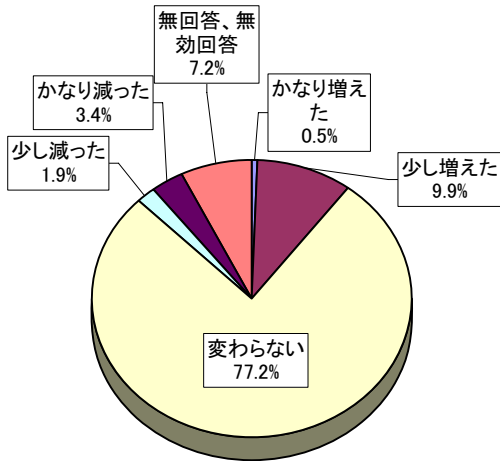
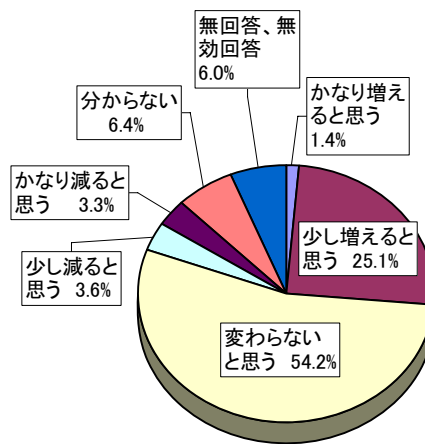
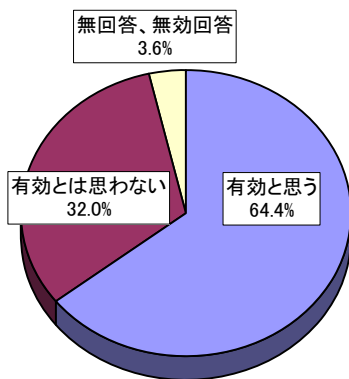


図19-イ 今後の予想



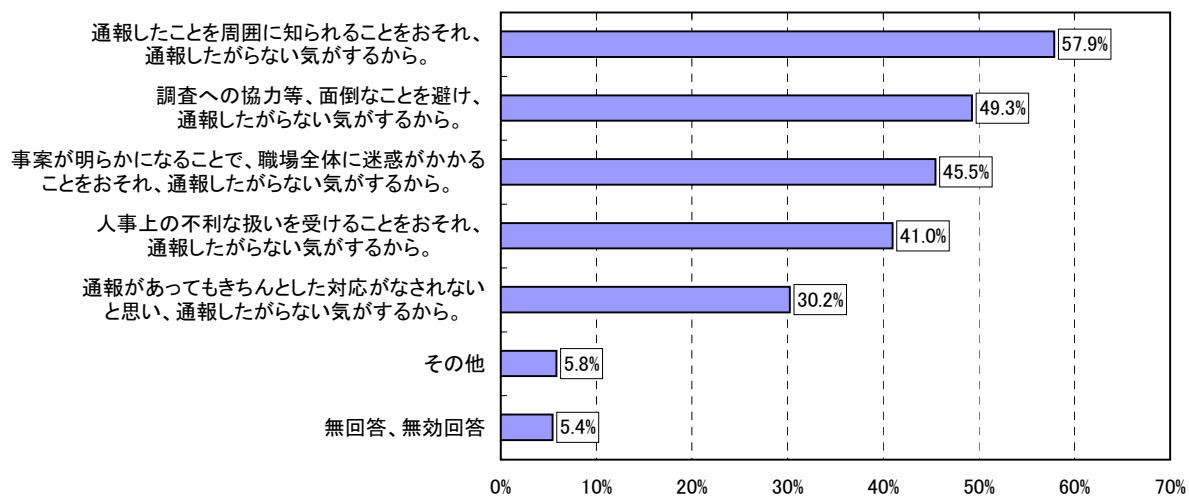
問 倫理法・倫理規程違反に関する内部通報制度についてどう思いますか。

図20 内部通報制度について



問 前問で②「有効とは思わない」と答えた方にお聞きします。なぜ、そのように考えますか。(複数回答可)

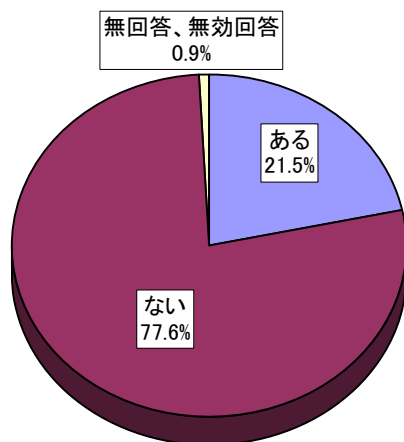
図21 なぜ有効と思わないか



※比率は選択者数(人数)／有効と思わない人数

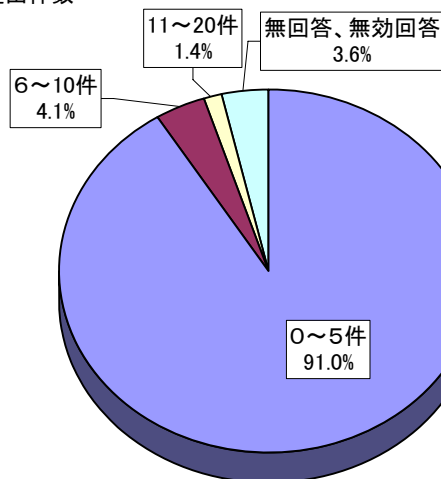
問 本省課長補佐級以上の方(地方支分部局等に勤務している方も含みます。以下同じ。)にお聞きします。あなたは贈与等報告書を提出したことがありますか。

図22 贈与等報告書を提出したことがあるか



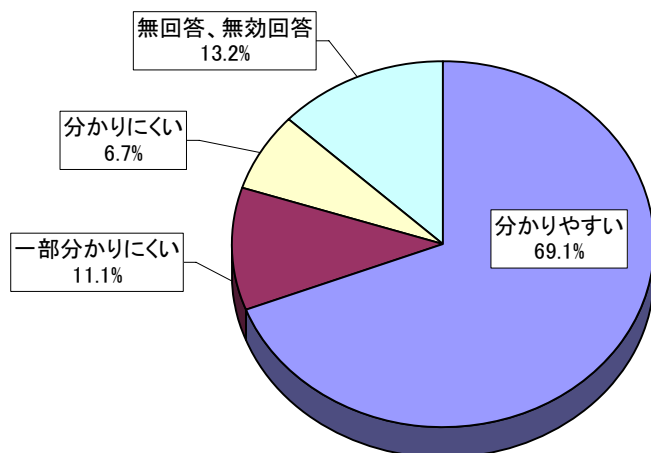
問 前問で①「ある」と答えた方にお聞きします。昨年度の贈与等報告書の提出件数はどの程度ありましたか。

図23 昨年度の贈与等報告書の提出件数



問 本省課長補佐級以上の方にお聞きします。贈与等報告書の報告事項、提出方法等について、どのように思いますか。

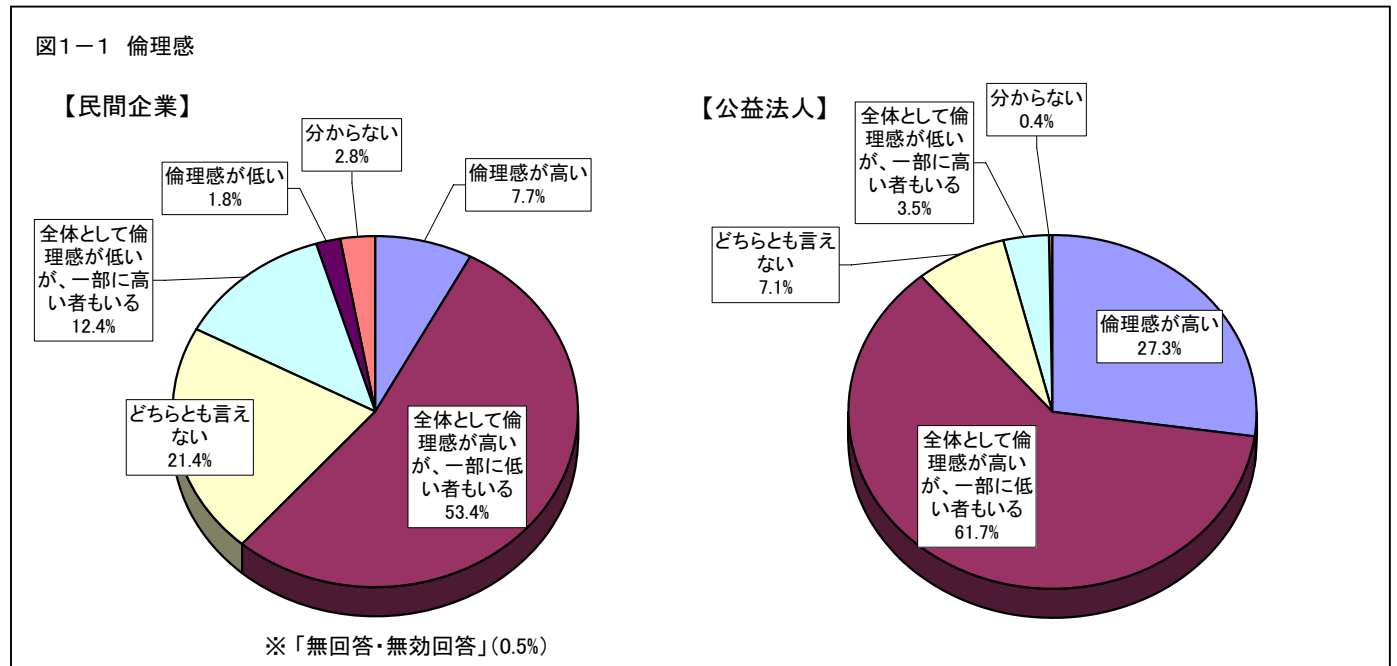
図24 贈与等報告書の内容等について



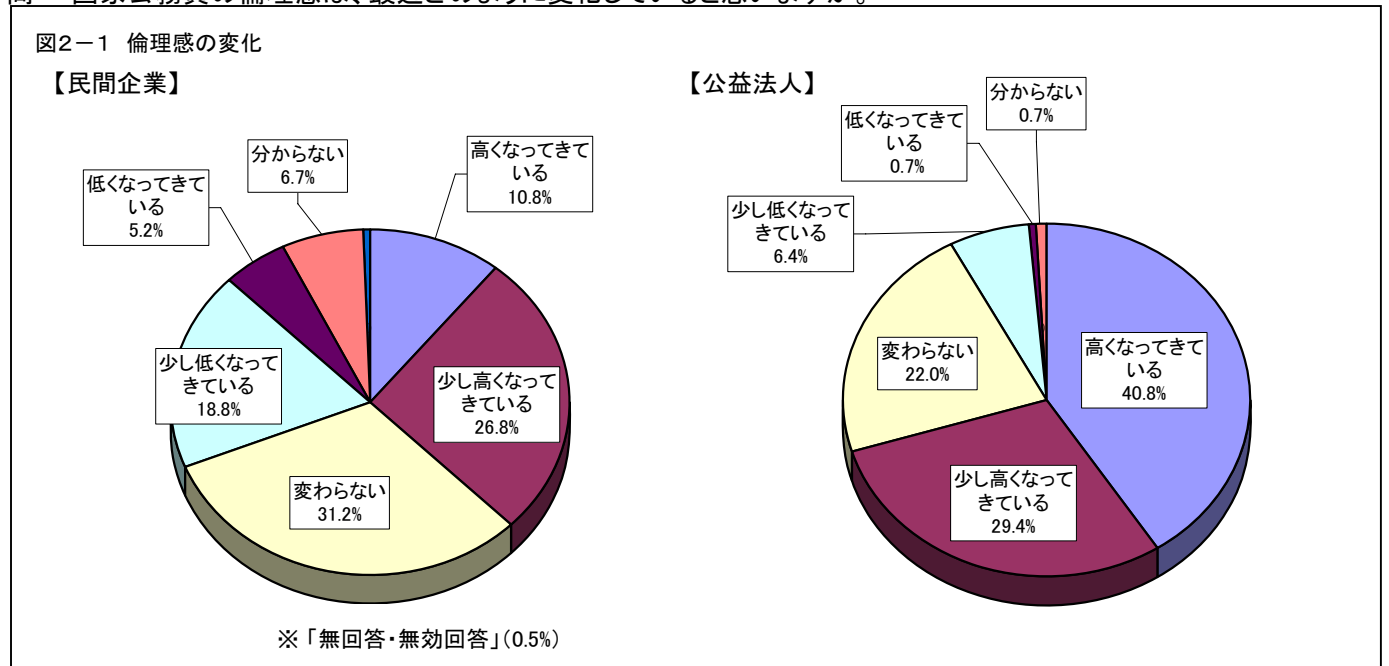
② 民間企業・公益法人へのアンケート調査結果

	民間企業	公益法人
調査対象	東京、大阪、名古屋各証券取引所(1部、2部)上場企業 1,263社 (平成18年5月下旬時点の各証券取引所上場企業から無作為に半数を抽出)	行政委託型公益法人及び国家公務員の職務と関係の深い公益法人 500法人 (行政委託型公益法人の中から無作為に半数を抽出した249法人及び職員の職務と関係の深い公益法人として各府省により選定された251法人)
調査期間	平成18年6月	
回答状況	回答企業数 388社、回答率 30.7%	回答法人数 282法人、回答率 56.4%

問 国家公務員の倫理感について、どのような印象をお持ちですか。



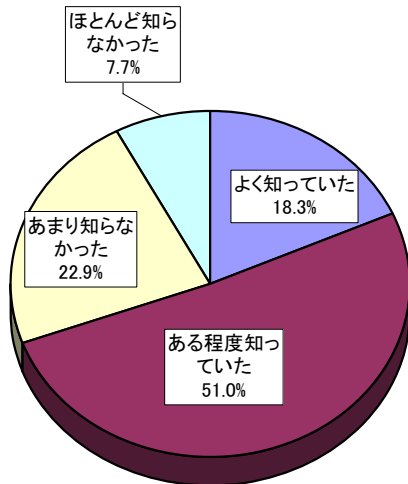
問 国家公務員の倫理感は、最近どのように変化していると思いますか。



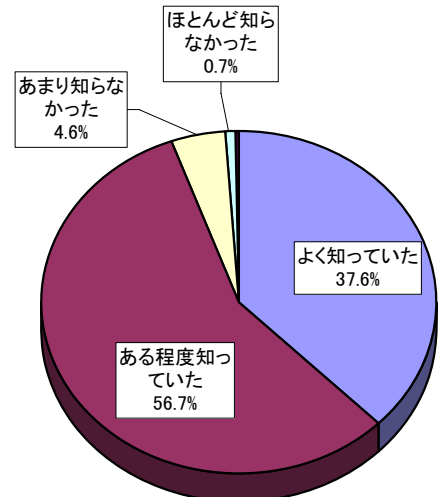
問 このアンケートが届く以前に、倫理法・倫理規程の内容をどの程度御存知でしたか。

図3-1 倫理法・倫理規程の認知度

【民間企業】



【公益法人】

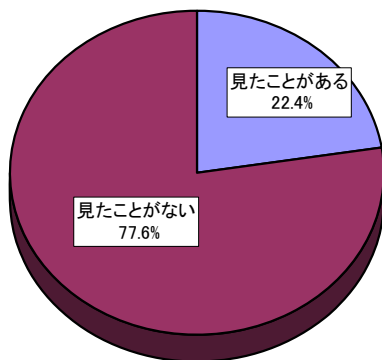


※「無回答・無効回答」(0.4%)

問 倫理審査会では、国家公務員と接触する機会のある方々のため、倫理法・倫理規程についての参考資料として、以下のものを作成・配布しています。それぞれについてお答えください。

図4-ア パンフレット『国家公務員の倫理保持のためのルール』

【民間企業】



【公益法人】

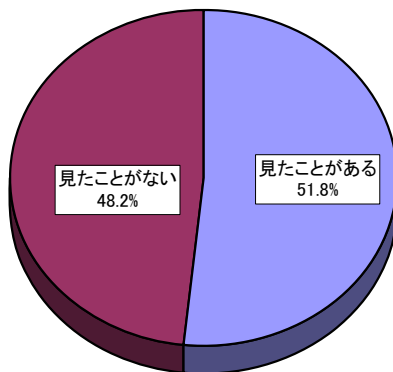
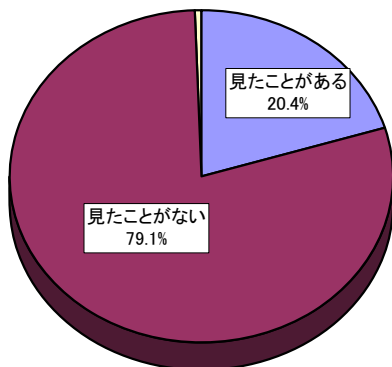


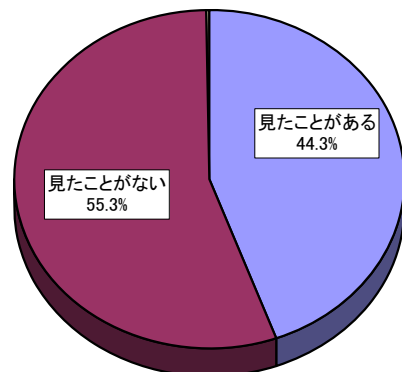
図4-イ パンフレット『国家公務員倫理規程「できること」「できないこと」』

【民間企業】



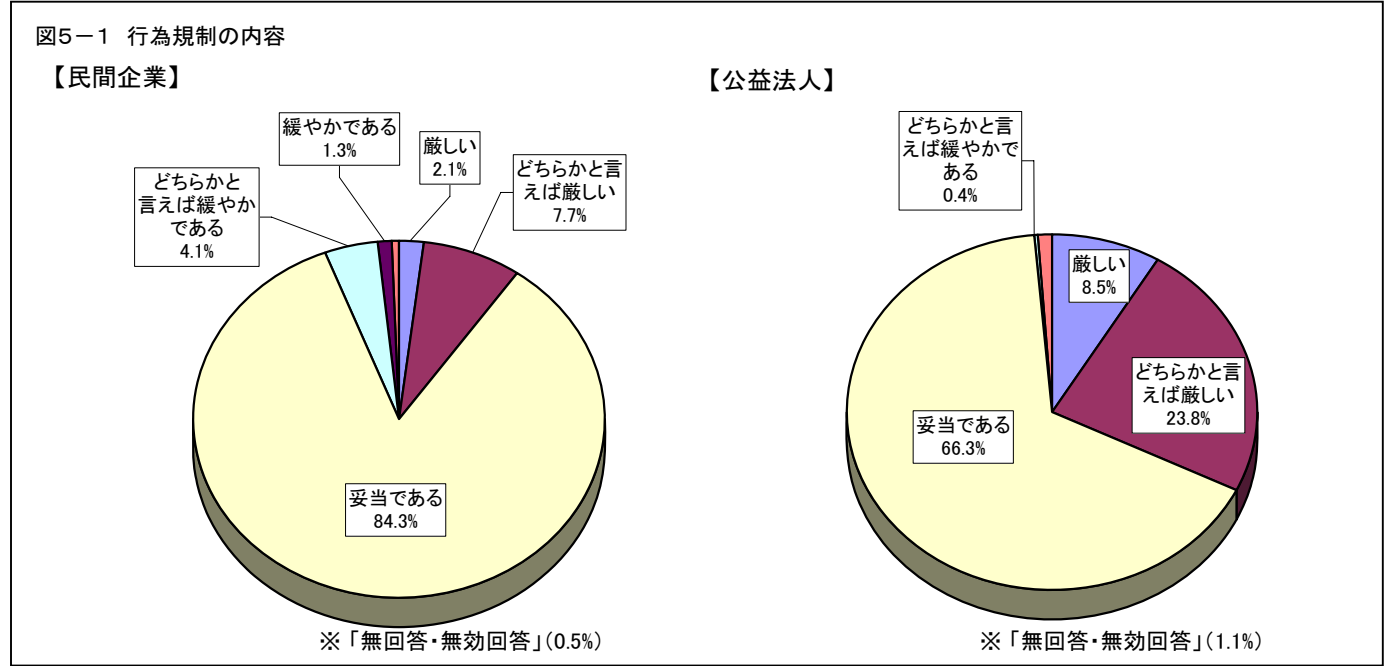
※「無回答・無効回答」(0.5%)

【公益法人】

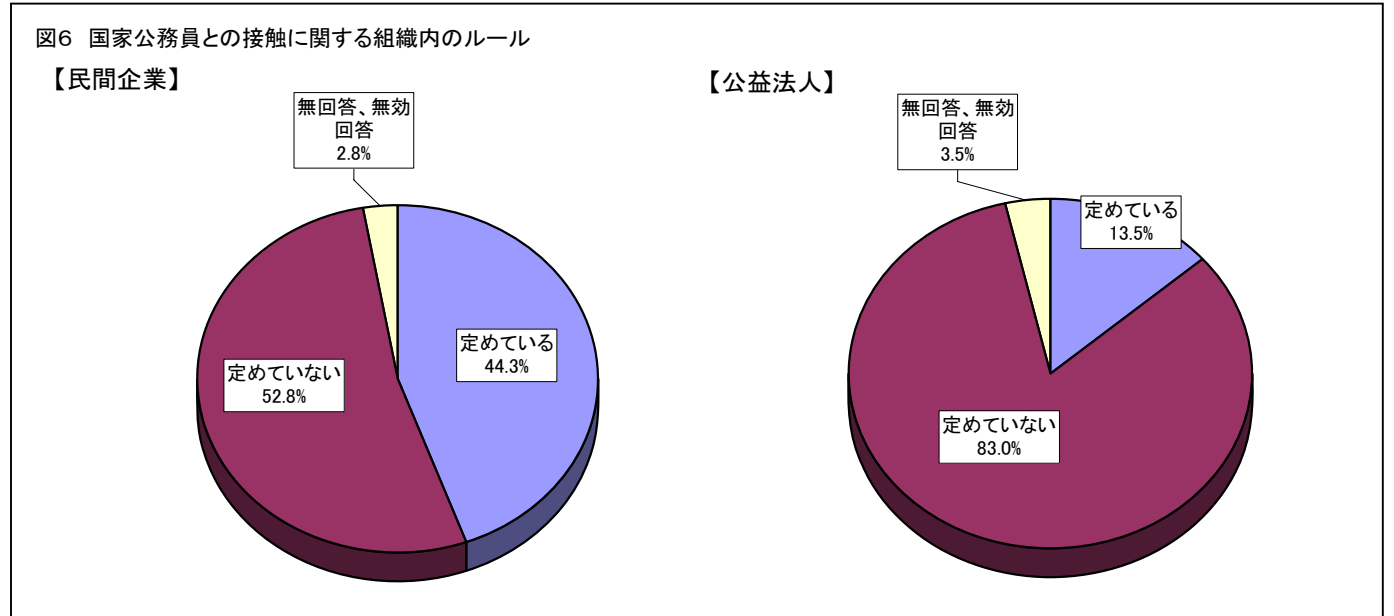


※「無回答・無効回答」(0.5%)

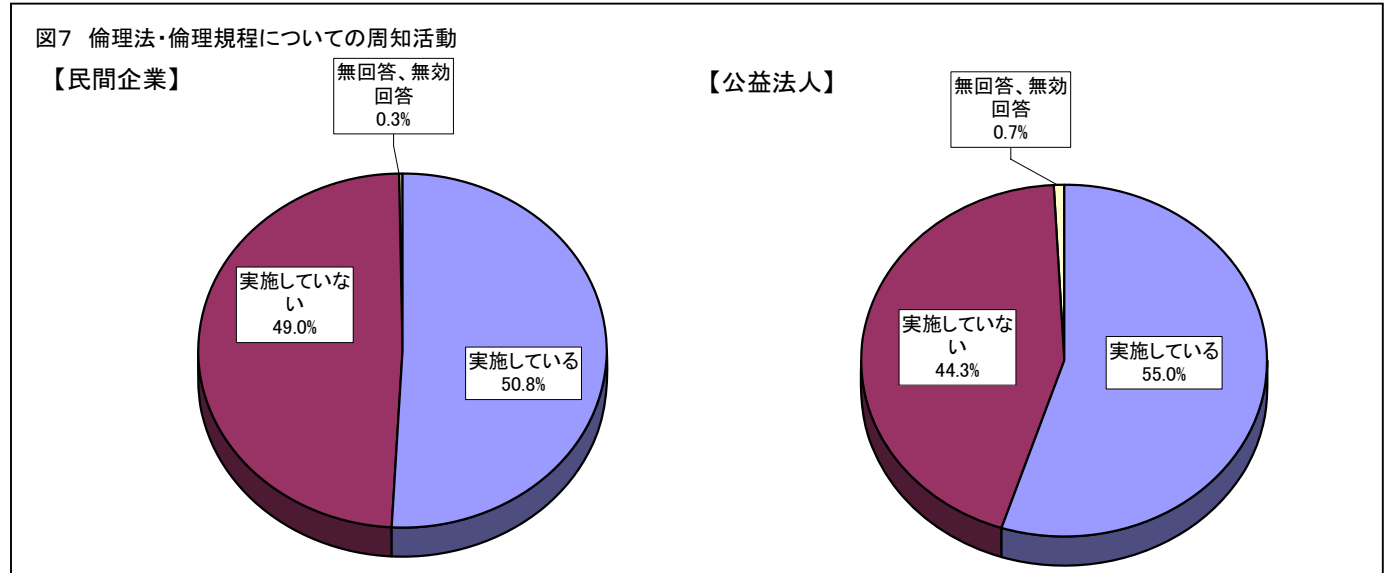
問 現在、倫理規程で定められている行為規制の内容について、どう思いますか。



問 貴社・貴法人では、国家公務員との接触について、倫理法・倫理規程を踏まえた組織内のルールを定めていますか。



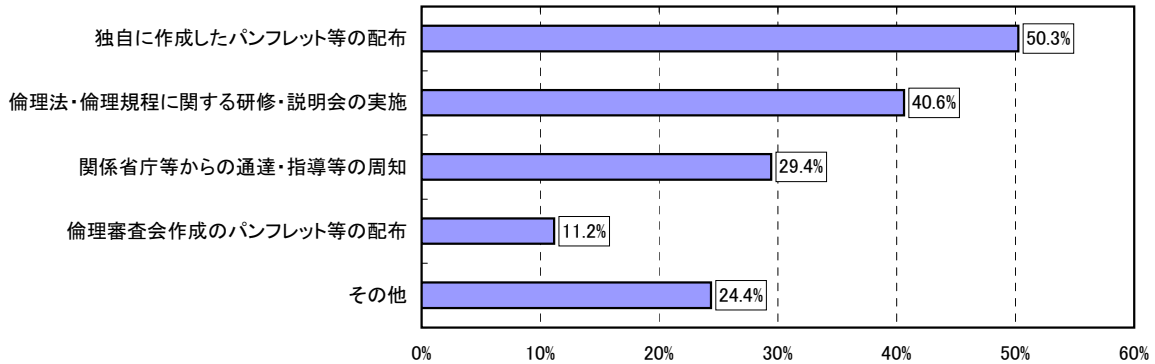
問 貴社・貴法人では、倫理法・倫理規程について、組織内での周知活動を実施していますか。



問 前問で実施していると回答された企業・法人にお聞きます。周知・広報活動として、具体的にどのような活動を実施していますか。

図8 周知・広報活動として実施しているもの

【民間企業】

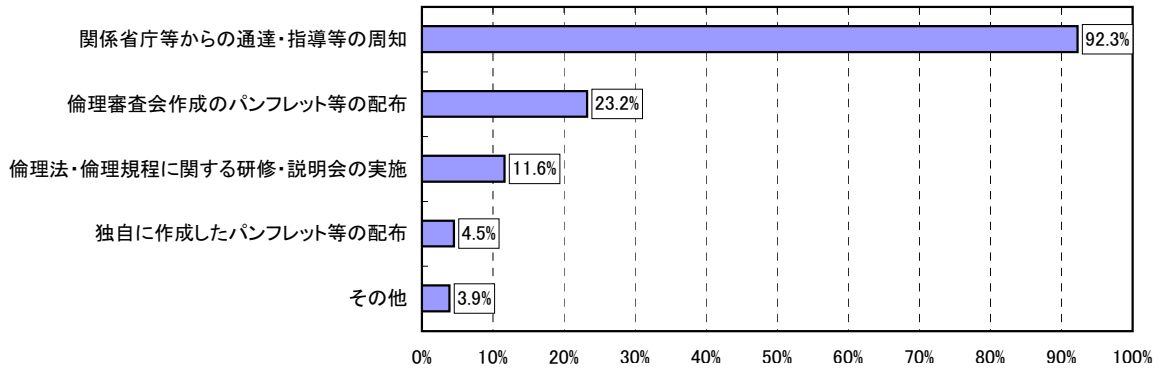


※比率は選択者数(人数)／回答者総数を表す。

※「その他」の例

- ・ 社内規程に明記し、周知徹底
- ・ 社内イントラネットで周知
- ・ 相談窓口を設置
- ・ 業界団体作成の冊子を配布

【公益法人】



※比率は選択者数(人数)／回答者総数を表す。

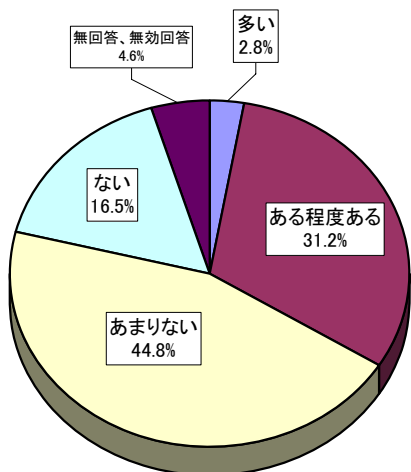
※「その他」の例

- ・ 社内規程に明記し、周知徹底

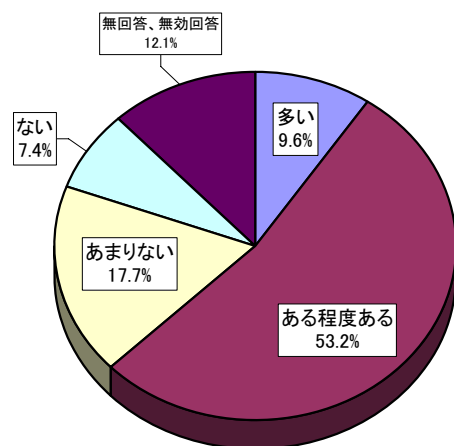
問 貴社・貴法人では、所管官庁等の国家公務員と意見交換や情報収集のために会議や会合を行うことがありますか。

図9 会合の程度

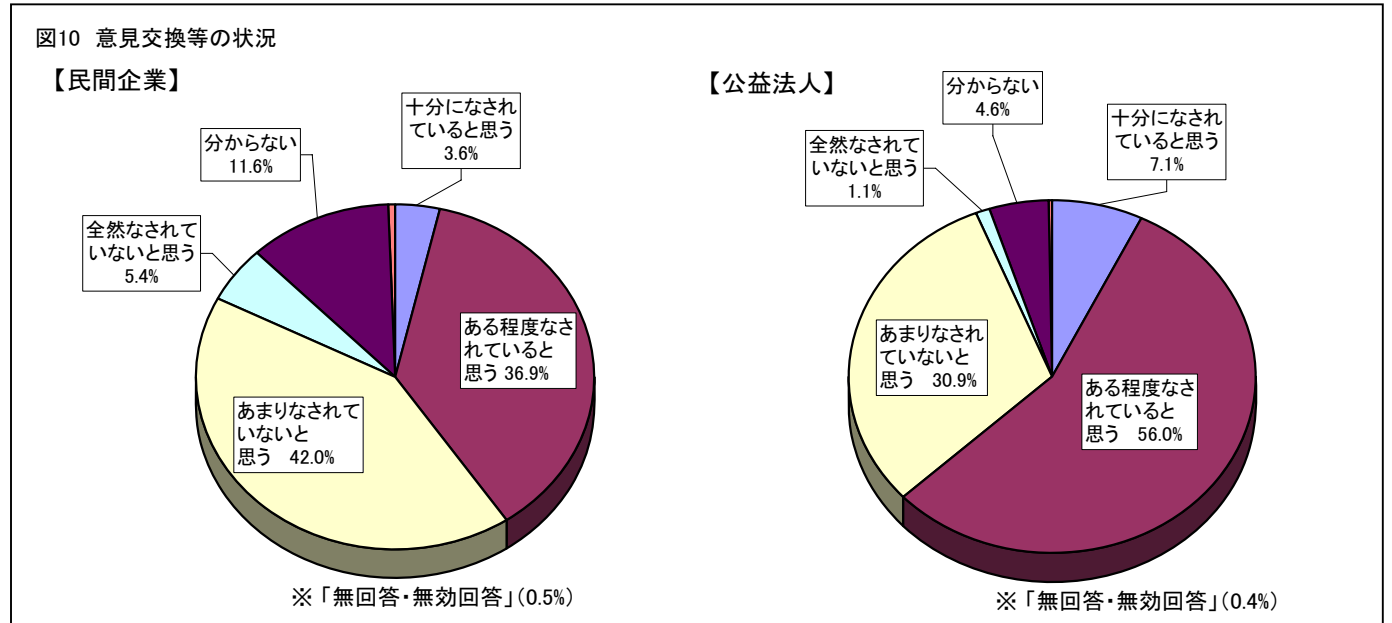
【民間企業】



【公益法人】

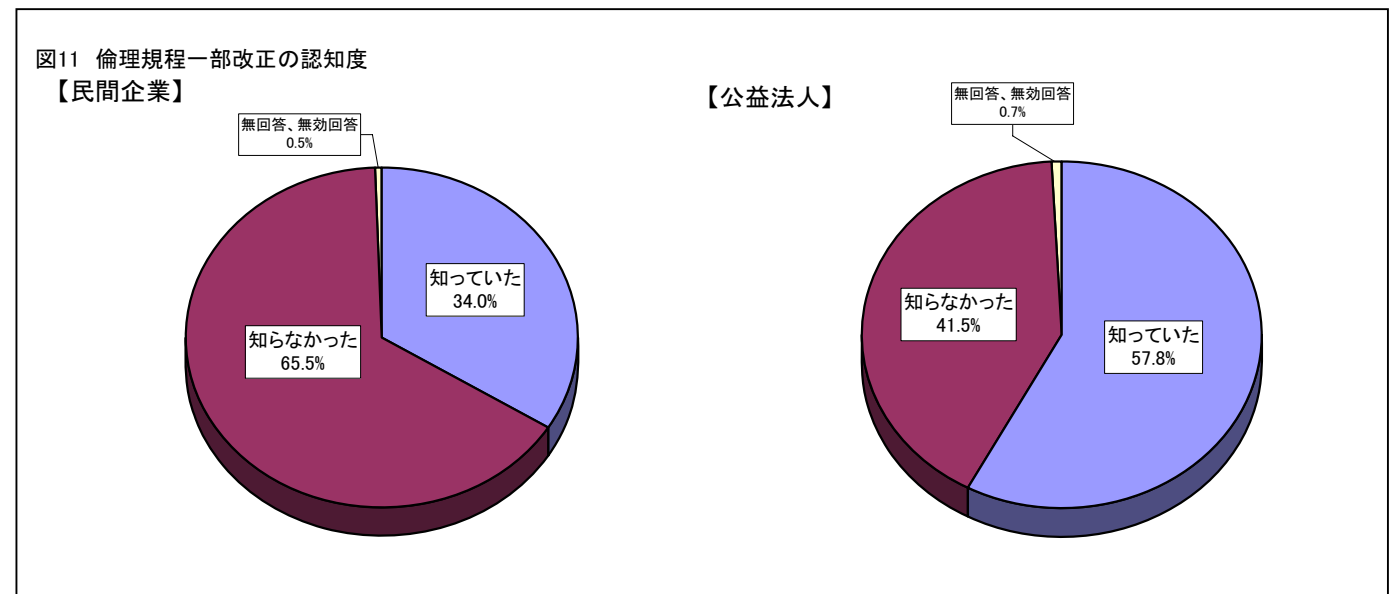


問 国家公務員と民間企業等との意見交換や情報収集の状況について、どう思いますか。



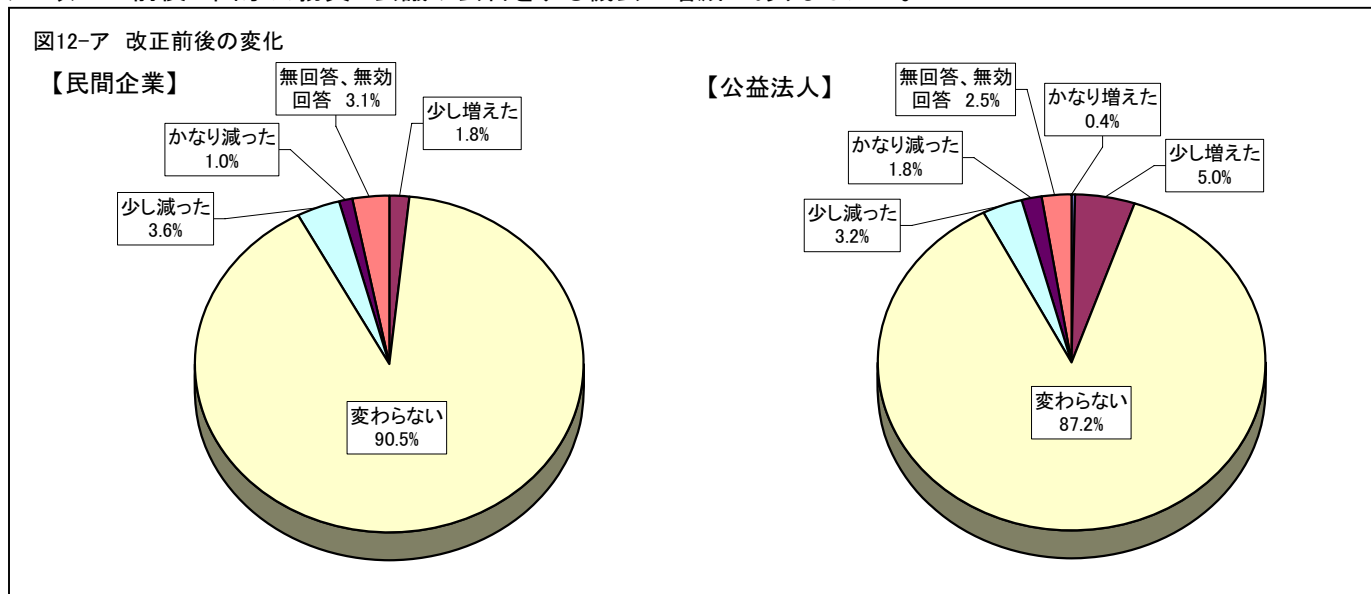
平成17年4月、国家公務員が職務に必要な意見交換や情報収集を行いやすくするため、利害関係者と割り勘で共に飲食をする場合、国家公務員の飲食にかかる費用が1万円以下の場合には自由に行えることとし、1万円を超える場合は届出制とすること等を内容とする倫理規程の一部改正がなされました。(平成17年3月以前は、割り勘であっても、利害関係者と共に夜間に飲食をする場合、仕事に直接関係がないときや、仕事に直接関係があっても一人当たりの費用が一定程度(出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高1万円程度まで)を超えるときには、事前に許可を得る必要がありました。)

問 このような倫理規程の一部改正について、御存知でしたか。



問 このような倫理規程の一部改正によって、国家公務員との会議や会合をする機会に増減はありましたか。また、今後はどのように変わっていくと思いますか。

ア 改正の前後で国家公務員と会議や会合をする機会に増減がありましたか。



イ 今後はどうなっていくと思いますか。

